

平成29年 2月

事業者の皆様へ

愛知県住宅供給公社

建設業者の社会保険等未加入対策について

当公社では、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、建設企業間の健全な競争環境を構築するために、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）未加入対策として建設工事すべての下請業者の加入状況を確認するとともに、下記のとおり対策を実施することとしましたので、お知らせいたします。

記

1 対策の内容

当公社が発注するすべての建設工事について、元請業者に対し、社会保険等に未加入の業者（関係法令により適用除外とされている者は除く。）との一次下請契約を禁止します。

2 違反があった場合の対応

上記1に違反した元請業者に対しては次の措置を講じることとします。

(1) 制裁金（請負者と一次下請業者との間の最終契約金額の10%）の請求

(2) 指名停止（2週間以上6か月以内の範囲で、個別に判断する。）

※ 違反が判明した場合であっても、当公社が指定する期間内（原則30日）に当該未加入下請負建設業者が加入手続きを行ったことを当公社が元請負人を通じて確認した場合は、上記（1）及び（2）の措置を行いません。

3 対策の開始時期

平成29年4月1日以降に締結する工事請負契約から適用します。